

規制影響分析書要旨

規制の名称	有料老人ホームの前払金保全措置の対象拡大	
主管部局・課室	老健局高齢者支援課	
関係部局・課室	-	
評価実施時期	平成29年2月	
規制の新設・改廃の内容・目的	<p>適正な事業運営に向けた規制強化</p> <p>○ 平成18年の老人福祉法の改正において、入居する有料老人ホームのサービスに不満がある場合や倒産のおそれがある等の理由により、入居者が退去する場合に、事業者が未償却分の前払金を返還しない場合に備え、事業者に対して前払金保全措置の義務化を規定している(法第29条第7項)が、改正法施行前に届出された有料老人ホームについては義務の対象外となっている(介護保険法等の一部を改正する法律(平成17年法律第77号)附則第17条第2項)。</p> <p>○ 平成18年の老人福祉法改正の前に届出された有料老人ホームについても、今般の改正法の施行日から3年を経過する日以降新たに入居した者については、前払金保全措置の義務対象とする。</p>	
	(根拠条文)	地域包括ケアシステムの強化のための介護保険法等の一部を改正する法律案による改正後の介護保険法等の一部を改正する法律(平成17年法律第77号)附則第17条第2項)
想定される代替案	平成18年の老人福祉法改正の前に届出された有料老人ホームについて、前払保全措置を事業主の任意で行うこととする	
想定される費用	新設・改廃する規制案	代替案
(遵守費用)	事業主に、前払金を保存するための費用が発生する。	任意で前払金を保全した場合に、その費用が発生する。
(行政費用)	事業主に前払金を保存させるため指導をする等の行政費用が発生する。	消費者が健全に有料老人ホームを選択できるようにするため、任意で前払金を保全している有料老人ホームの把握する等のための行政費用が発生する。
(その他の社会的費用)	その他の社会的費用は発生しないものと考えられる。	前払金を保全していない有料老人ホームに入居している消費者の保護が図られない可能性がある。

想定される便益	新設・改廃する規制案	代替案
	<p>全ての有料老人ホームについて、前払金保全措置が整備されることにより、仮に有料老人ホームが倒産等した場合であっても、入居者の保護が果たされることとなる。</p>	<p>任意で前払金の保全を行った有料老人ホーム等のみ入居者の保護が果たされることとなるため、入居者の保護が徹底されない恐れがあり、便益が限定的になる。</p>
分析結果	<p>改正案は法律上に前払金の保全措置義務を位置づけ、事業主に対し前払金を保全させることとなるため、一定の遵守費用等が見込まれるが、入居者の保護が果たされるという便益は、その費用を大きく上回るものと考えられる。代替案は、法的な義務ではないことから、事業主の選択により遵守費用等は発生しなくなるが、一部の有料老人ホームでは前払金の保全を行われないため、ひいては入居者の保護が図られなくなることから、改正案のほうが望ましい。</p>	
有識者の見解その他関連事項	<p>介護保険制度の見直しに関する意見(平成28年12月9日 社会保障審議会介護保険部会) (4) 安心して暮らすための環境の整備(有料老人ホームの入居者保護の充実等) ○ 高齢者が住み慣れた地域で自立した生活を送ることができるようにするためには、適切な住まいが確保されることが必要であり、有料老人ホームもその選択肢の1つである。この有料老人ホームについては、老人福祉法上、都道府県等に対する届出が義務づけられているが、未届の有料老人ホームの増加が課題となっているほか、事業の適正運営の確保や入居者保護の充実が求められている。</p> <p>○ また、有料老人ホームが提供するサービスの多くは、事業者と入居者の契約によるところが大きいことから、その施設のサービス内容等について、できる限り多くの情報が開示されることが重要である。</p> <p>○ このような状況を踏まえ、有料老人ホームについては、前払金の保全措置の対象拡大や、事業倒産のおそれがあるなど入居者の居住の安定を図るために必要な場合における都道府県等による他の住まいへの円滑な入居支援の措置、現在都道府県等に作成・公表を求めている有料老人ホームの情報一覧表の公表の充実を図る方策を含め、事業者の法令順守や入居者保護の強化のための施策の充実を図ることが適当である。</p>	
一定期間経過後の見直し(レビュー)を行う時期又は条件	<p>地域包括ケアシステムの強化のための介護保険法等の一部を改正する法律案の附則において、施行後5年を目途として、改正後の規定の施行の状況について検討を加え、必要があると認めるときは、その結果に基づいて所要の措置を講ずるものとする検討規定を設けている。</p>	
備考	-	